

議案第 8 号

北上市子ども等福祉医療費給付条例の一部を改正する条例

北上市子ども等福祉医療費給付条例（平成 7 年北上市条例第13号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 重度心身障害者 次の各号のいずれかに該当することになった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいう。 ア 〔略〕 <u>イ</u> 〔略〕 <u>ウ</u> 〔略〕 <u>エ</u> 〔略〕 (5)～(11) 〔略〕	（定義） 第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(3) 〔略〕 (4) 重度心身障害者 次の各号のいずれかに該当することになった日の属する月の初日から該当しなくなった日の属する月の末日までの者をいう。 ア 〔略〕 <u>イ</u> <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第 1 項に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該精神障害者保健福祉手帳に記載されている障害等級が 1 級に該当するもの</u> <u>ウ</u> 〔略〕 <u>エ</u> 〔略〕 <u>オ</u> 〔略〕 (5)～(11) 〔略〕

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年8月1日から施行する。ただし、第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の北上市子ども等福祉医療費給付条例の規定は、施行の日以後の受療について適用し、同日前の受療については、なお従前の例による。

(準備行為)

3 この条例による改正後の受給者証の交付に係る事務手続は、施行の日前においても行うことができる。

令和7年6月12日提出

北上市長 八重樫 浩 文

提案理由

重度心身障害者の受療に係る医療費給付の対象を拡大しようとするものである。